

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	南部地域拠点病院及びアルバシール病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	南部地域拠点病院及びアルバシール病院医療機材整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	523,000千円 H19.3.31まで	H18.5.17 アレンで (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダン大使 ヨルダン側 スハイル・アリ計画・国際協力大臣	H18.5.29 297号
ヨルダン	第二次ザルカ地区上水道施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	第二次ザルカ地区上水道施設改善計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	511,000千円 H19.3.31まで	H18.7.14 アカバで (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダン大使 ヨルダン側 スハイル・アリ計画・国際協力大臣	H18.7.31 450号
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対するヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むヨルダンの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係を円滑化する生産物及び役務を購入するため の資金を贈与すること。	1,300,000千円 -----	H18.9.10 アレンで (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダン大使 ヨルダン側 スハイル・アリ計画・国際協力大臣	H18.9.21 554号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。